

機器利用に当たってのお願い

埼玉県産業技術総合センター

機器利用は、当センターの試験機器を申請者が有料で御利用いただくものです。

御利用いただけるものは、試験機とその付属品のみであり、部屋内の備品等は職員が使用を認めたもの以外は御利用いただけませんので御了承下さい。

職員は口頭で機器の説明等はいたしますが、操作等はいたしません(有料の指導含む)。

御利用の使用料は、県の条例で定められていて定額です。

御利用いただける時間は、原則、事前に御予約いただいた時間ですが、もし、変更する場合には、早めに職員にお申し出ください。

ただし、貴社の後に別の企業の申請が入っている場合等、御要望に沿えない場合もありますので、御了承下さい。

使用料に係る使用時間は、貴社の搬入・準備時間から動作確認・撤去時間まで含んだ時間となりますので、御了承下さい。

機器の御利用にあたって発生したゴミ等はお持ち帰りください。また、加工機等は使用后、切粉、油汚れ等の清掃をお願いします。

機器に異常が発生した場合には、直ちに職員までお申し出ください。

御利用後、お客様がお持ちになった試験品等は次のすべての条件を承諾していただいた場合を除き、全て当日お持ち帰りください。

試験品等の梱包、宅配便等の手続きはお客様が行うこと。

当センターに置いている間の破損、紛失に当センターは一切の責任を持たないこと。

当センターに置いておける期間は最長翌々営業日であること。

機器利用を複数日にわたって利用し翌営業日の利用が決まっているお客様のみ、その利用期間、職員が指定した場所に試験品等を置いておくことを認めます。ただし、その間の試験品等の破損、紛失に当センターは一切の責任を持ちません。

上記以外に機器によっては職員から別途指示がある場合もありますので、必ずお守りいただきますよう、お願いします。

御利用後、試験機を清掃、使用前の状態に戻しましたら、職員に御連絡ください。